

伊 監 第 45 号
令和7年1月8日

伊豆市長 菊地 豊 様
伊豆市議会議長 下山 祥二 様

伊豆市監査委員 渡邊 光由
伊豆市監査委員 青木 靖

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 監査の期日 令和6年12月24日（火）
- 2 監査の対象
産業部：観光商工課、農林水産課
- 3 監査の方法
提出された監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに関係書類の審査を実施した。
- 4 監査の結果
監査を実施した範囲においては、事務事業及び予算執行状況は概ね適正に処理されているものと認められた。
- 5 監査の概要、意見
対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりである。

【産業部】

（1）観光商工課

〔観光商工課〕

- ① 公共施設民間活用推進事業（達磨山観光施設、修善寺虹の郷、恋人岬関連施設）の達磨山観光施設は、昨年度、県から売買により取得し、令和11年度以降の民営化を目指す。昨年度に公募型サウンディング調査を実施し、申し込みのあった8社と意見交換を行った。そのうち6社は主体的な意見があったが、初めから売却を条件とせず、指定管理の運営後売却に向けて調整したいとのこと。令和8年度から10年度までの指定管理を予定しているため、令和7年度中に指定管理者を選定したいとのこと。ポテンシャルは高い評価を受けたが、国立公園区域内のため拡張や建物の建て替えが困難など、制限がある。

修善寺虹の郷については、現在の指定管理者が令和7年4月からも現在と同条件で3年

間継続をすることとなった。施設内への民間活力導入の可能性についても、引き続き検討・協議を進めるとのこと。

恋人岬については、富士見遊歩道や周辺施設の花木園に借地の個所もあり、売却対象の施設とはならない。施設改修等の計画には、自然公園法の規制もあり、環境省や県との協議が必要である。令和5年度から(一財)地方自治体公民連携研究財団(ppp 財団)の仲介のもと、今後の施設の活用に向けた協議が進められていると、本年度からは、民間事業者及び市の関係各課との定期的な打ち合わせをしているとのこと。

観光商工課が所管する公共施設の民間活用推進は、法の規制区域もあり、売却等に結び付けることは困難が多いと思うが、ぜひ、観光施設として魅力を発信し、多くの方に訪れていただけるような施設活用を進めていただきたい。

- ② 2025 デフリンピック開催準備事業は、令和7年11月に開催される東京2025 デフリンピックの自転車競技が、日本サイクルスポーツセンターで開催されるため、大会開催に向けて機運醸成や周知啓発を実施している。市役所内では、観光商工課、社会福祉課、社会教育課の3課が中心に進めているが、観光商工課では、自転車競技の周知と全体に係る調整などを行っているとのこと。

手話動画が修善寺駅構内のデジタルサイネージや市役所別館のモニターで流されるなど、多くの市民に参加していただき、大会に向けて引き続き周知啓発を行っていただきたい。

- ③ 東京2020 レガシー創出事業については、「オリ・パラ競技会場の聖地化」と「自転車を活用したまちづくり」を掲げている。本年度は、市制20周年と、来年度20周年となる伊豆の国市と合同で、キックバイク教室を開催するなどした。また、げんきスポーツフェスタ2024in伊豆ペロドロームでは、エスパルスの協力を得たり、レスリング金メダリストの吉田沙保里さんを招いて、「スポーツ、健康、自転車」のスポーツ関連事業を統合したイベントを開催したりした。オリ・パラ大会の高揚感が薄れていく中、ランニングバイク出前教室や自転車購入費補助金など、底辺拡大やサイクリング振興に活かせるような様々な事業を継続し、大会のレガシーである「自転車の聖地」を実現できるよう努めていただきたい。

- ④ 所管する施設の指定管理の状況は、今年度から松原公園管理事業として松原公園津波避難複合施設「テラッセ オレンジ トイ」と松原公園の管理が指定管理となった。「テラッセ オレンジ トイ」が7月にオープンし、これまでの来場者数は56,385人とのこと。今夏は酷暑により海離れが見受けられたうえ、8月初旬の南海トラフ地震臨時情報の発表により、海水浴客は昨年比約82%となったが、駿河湾エリアの海水浴客数は、昨年比約70%とのことなので、施設使用開始の影響があったともみられるとのこと。その他、萬城の滝キャンプ場、修善寺自然公園、及び湯の国会館は、今年度で指定管理期間が満了となるが、萬城の滝の滝キャンプ場は新規事業所が、自然公園と湯の国会館は、引き続き現在の指定管理者が管理運営することとなった。

どの施設も管理運営をするのは大変だと思うが、民間の力を活用し、施設管理に努めていただきたい。

- ⑤ 創業者等支援補助事業は、地域産業、経済の活性化及び市内空き店舗を解消するため、

市内で創業する創業者へ補助する事業である。本年度は、家賃補助が4件(うち1件が R6 新規)、工事補助4件の実績があった。また、創業資金利子補給金は本年度0件となっている。商工会との連携により伊豆創業塾や創業相談会を実施し、それぞれの実績を確認した。商工会への委託事業として創業相談窓口を設置しており、相談受付の実績も確認した。伊豆市での創業者が事業を継続できるよう、引き続き支援を充実させていただきたい。

- ⑥ ふるさと観光地魅力化事業は、「ふるさと納税」を活用し、伊豆市の観光地域としての魅力向上を図り、多くの観光客を誘客することで、市内産業の活性化に寄与する目的である。今年度は、土肥屋形海岸ライトアップ照明整備工事と、源氏公園整備に伴う測量設計業務委託を実施している。完成後は、それぞれ観光協会が管理をしていくとのこと。

この事業は、観光協会各支部からの提案で事業内容が決められたとのこと、実施により、多くの人にその魅力が伝わることを期待します。

〔産業振興協議会〕

伊豆市版DMO事業は、伊豆市観光情報特設サイト内に開設している「いずたびPickUp!」について、過去に造成し販売している商品のプロモーションを強化することで、売れる商品を作り上げることに、昨年度から傾注している。現在ある観光コンテンツの磨き上げと新たな観光コンテンツの造成が重要である。「いずたびPickUp!」の活用については、システム上のキャンセル料の課題やリクエスト予約の課題等が解決できていないとのこと。来年度には新しいシステムの導入を検討することとなっている。コンテンツ商品化に向けたガイド養成支援は、市内ガイドクラブの活動を通じ、市民が地元を誇りを持ち、伊豆市を訪れた観光客に伊豆市の魅力が発信されることを目指している。ガイド勉強会やモニターツアーを実施しているが、各ガイドクラブの運営資金や人材、スキル取得などの課題があるようである。

今後も県や国の補助金など、利用できるものを使いながら、新しいシステムの構築やガイドの人材育成など、さらに地域とともに魅力ある地域づくりを行う仕組みが継続され、向上することを期待します。

(2) 農林水産課

- ① 水産振興事業の水産業振興事業補助事業では、本年度、狩野川漁業協同組合へアユ・アマゴ種苗放流事業とカワウ対策事業に500千円、伊豆漁業協同組合に天草増殖事業の補助金49千円をそれぞれ補助した。水産業共同施設整備事業補助事業は、本年度の該当事業はない。

カワウ対策には、ドローンや空気銃を活用し調査や対策を進めているとのこと。狩野川でのアマゴやアユのカワウ被害対策はなかなか効果が現れないが、新たな試みによる活用に効果が出てくることに期待します。

- ② わさびの郷推進事業は、令和2年度から進めた事業のわさびの拠点施設「わさびの郷 Izu Wasavisitor Center」が、原保地区のJAの施設を改装し本年4月にオープンした。これまでの来場者数は3,438人で、日本人が92.8%で外国人より圧倒的に多くなっていることを確認した。わさびの品質保全管理としては、中山間地域農業振興整備事業を活用し、モノレール牽引車更新や冷蔵庫の購入などを行っている。

構想から数年にわたり整備を進めてきたわさびの拠点施設がようやくでき、観光客へのアピールを加速することができる。拠点施設での宣伝が発揮され、今後、わさびの普及へさらにつながることを期待します。

- ③ 農業経営基盤強化事業は、八木沢地区と大平地区で農業生産法人への農地集積アンケート調査を実施し、八木沢地区では、法人が一部果実栽培を始めており、引き続き基盤整備事業の検討を進めている。大平地区は本年夏から農業生産法人が一部試験的に始めており、今後も規模を広げるべく地域住民や県、県農業振興公社と調整を行う。その他、遊休農地対策の誘致として、北海道の業者が水稻をやりたいと視察に来ている。また、サツマイモや漢方薬などに使われるトウキの大規模栽培ができないかと、試験栽培を行っている。

市内の耕作放棄地が目立ち、今後も懸念は広がる。農地集積により農地が継続できることは期待するところであり、今後も地域の話し合いを進め、農地を守り生産性向上や新たな需要創出など、食と国土を守る仕組みを構築することを望みます。

- ④ 農業振興地域整備計画策定事業は、優れた農地を保全形成し、農業に関する公共投資や農業振興施策を計画的に推進することを目的とし、この事業により定められた農用地へ整備計画により定めた事業に対し補助金等を投入して、計画的に整備等を行うことが目的である。令和6年1月に随時変更の事前協議を開始し、7月までに農業振興地域の整備に関する法律第12条公告を行った。その後も軽微変更の相談もあり、随時変更の公告、軽微変更公告、基礎調査開始が滞りなく進める必要があると確認した。

- ⑤ 森林整備事業は、森林面積の割合が多い伊豆市では、民有林の半分強が人工林で、適切な森林施業を実施しながら、資源としての持続的な利用や多様な森林の整備を推進していくことが必要である。県の補助金を利用した高性能林業機械の導入などで補助もしているようだが、市有林についても保育間伐や下刈り等が必要である。森林整備は川や海の保全にも大きな役割を果たすほか、大きな災害を起こさないためにも、今後も補助金を活用するなどして森林整備に努めていただきたい。

- ⑥ 森林環境譲与税活用事業を活用した本年度の主な事業は、伊豆中学校建設に伴い市産材を活用した下駄箱設置工事を実施し、森林経営管理業務、森林整備事業補助金や、狩野川記念公園のベンチ・テーブル設置工事などを行った。新リサイクルセンター事務所にも市産材が使われている。既存事業の継続や本年度新規事業など、本年度は森林環境譲与税上限の6千万円を予算としている。

市産材を様々なところで活用することで森林環境を整えることにもなるので、補助事業の周知を図り、伊豆市の特色を活かした、ぬくもりのある活用を今後も推進していただきたい。

- ⑦ 地域おこし協力隊推進事業は、本年度8月に修善寺和紙後継者としての活動が終了し、温泉場にショップを創業した。また、シイタケ栽培継承者として昨年度から活動している隊員に加え、本年度ひとり新規に協力隊員が加わった。

伊豆市の後継者不足の解消や事業継承をすること、さらに移住者を増やすうえでも大切な事業である。協力隊の活動により耕作放棄地の解消にもつながることもあるので、就業可能な仕事と協力隊をつなぎ、支援を引き続きお願いします。

- ⑧ 有害鳥獣被害対策事業では、有害鳥獣捕獲隊が6班体制で203人が活動している。この

捕獲隊による活動と、狩猟に加え県が管理捕獲を行い、一定量の捕獲をしている。捕獲隊には報酬や報償、奨励金を出しており、わな猟免許取得補助金制度も実施しているが、隊員の高齢化が否めず、今後、急激な減少が見込まれる。捕獲した個体は、加工センターで買取する場合もあるが、受け入れ困難な固体や加工センターの残渣の処分ができる有害鳥獣処理装置(減容化処理装置)の運用を行っている。被害を減らすためには、市民が農作物を被害から守る意識改革も必要である。市職員の対応として、交通事故等による死亡固体の回収や、ネットに絡まった個体の処置など、市民からの通報に応じて昼夜・休日を問わず対応しているとのことで、危険かつ特殊な作業で対応に苦慮しているとのこと。

被害を受ける生産者たちは、補助事業を利用しながら防護柵を設置するなどしていると思うが、捕獲隊や猟師らの鳥獣捕獲が有効な手段であり、継続した活動を確保するため、リーダーの人材育成など課題をクリアしながら体制整備の強化に努めていただきたい。

- ⑨ 伊豆市食肉加工センター運営管理事業(イズシカ問屋)は、市内で捕獲したシカ、イノシシを買い取り、捕獲者のモチベーションを維持しつつ、食肉等に加工することで有害捕獲した野生獣を特産として有効利用することを目的としている。イノシシについては、令和4年途中から豚熱発生に伴い、現在も受け入れをしていない。運営は従業員7名(作業員5名、事務員1名、肉加工補助員1名)で行い、現在はシカのみを8,000円から14,000円までの単価で買い取り、市内と近隣市町の精肉店等に卸している。またペットフード用原材料としても使用され、収入の一部となるだけでなく廃棄物処理費の削減にもなっている。昨年度の買取り実績はシカのみで828頭であった。イズシカ問屋の収支は、設立以降販売収入より経費のほうが上回り赤字となっており、引き続き赤字解消の努力をしていただきたい。

令和2年から、国産ジビエ認証を取得しているが、更新の手間や手数料に見合う効果があるか、今後検証していくとのこと。安心安全に対するお墨付きを与えられているが、引き続き高品質なジビエ肉の提供に努めていただきたい。

「イズシカ」の品質の良い精肉や加工品のブランド化、皮や角の商品販売等、流通販路の更なる拡大に大きな期待をしています。また動物園との取引やペットフード販売はもとより、経費の削減や収入の増に繋がる新たな方法を考案し、経営基盤の安定化を図り、より良い形で民営化に近づけていけるよう希望します。また、イノシシについても、早く豚熱が終息し、ブランド肉として販売を再開できることを期待します。